

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人弘前大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、20 年度から速やかに一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18 年度限りのものを含む。)				(4.6%) 5	(3.8%) 7.2
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			(20.4%) 22	(26.5%) 51.0
	企画競争	(3.7%) 4	(2.4%) 4.7	(3.7%) 4	(2.3%) 4.5
随意契約		(96.3%) 104	(97.6%) 1,876	(71.3%) 77	(67.4%) 1,296
合 計		(100%) 108	(100%) 1,923	(100%) 108	(100%) 1,923

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの				(0%)	(0%)

(18年度限りのものを含む。)				0	0
一般競争入札等	競争入札			(0%)	(0%)
				0	0
	企画競争	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		2	136	2	136
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		2	136	2	136

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(4.7%)	(4.0%)
				5	72
一般競争入札等	競争入札			(20.8%)	(28.6%)
				22	510
	企画競争	(3.8%)	(2.6%)	(3.8%)	(2.5%)
		4	47	4	45
随意契約		(96.2%)	(97.4%)	(70.7%)	(64.9%)
		102	1,740	75	1,160
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		106	1,787	106	1,787

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年4月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、公共工事の設計業務等以外についても、総合評価方式によることが妥当かどうか、案件ごとに仕様策定の段階で検討を行い、可能なものから導入を図る。

(2) 複数年度契約の拡大

調査業務等において、複数年度にわたって行われるものについては、仕様内容及び年次計画並びに予算の状況を踏まえたうえで、複数年契約が可能なものは複数年契約としていく。

(3) 契約事務体制の整備、入札手続きの効率化

一般競争入札、見積合わせ等の拡大に伴う業務量の増加に対する対策及び契約事務の効率化を目指して、分散している契約事務の集約を図る。

現在行っている入札公告のホームページ掲載の他に、一連の入札手続きの中で、電子化出来るものがあるかどうか検討を行い、効率化が可能なものから導入していく。

(4) 競争性等を向上させた企画競争の実施

金額競争だけでは、本学の目的を達成できない案件については、公募・企画競争を行うこととし、弘前大学のホームページに掲載して、公平性、公正性、透明性を確保し、競争性を高める。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載